

《お申込み方法》

かかりつけ医を通して事前登録の手続きをお願いします。

- ① 必要事項記入の上、「登録申請書」「説明・同意書」を
地域医療連携室へFAX（0587-33-5021）、郵送お願いします。
- ② 当院より医療機関様へ登録完了報告書をFAX、郵送します。
- ③ 当院より患者様へ登録カードを郵送します

※3ヶ月に1回程度、当院とかかりつけ医で診療情報交換の交換を行います。

在宅療養後方支援病院のご案内



お問い合わせ先

平日(8:30~17:15)

稲沢市民病院：地域医療連携室

TEL：0587-33-5021

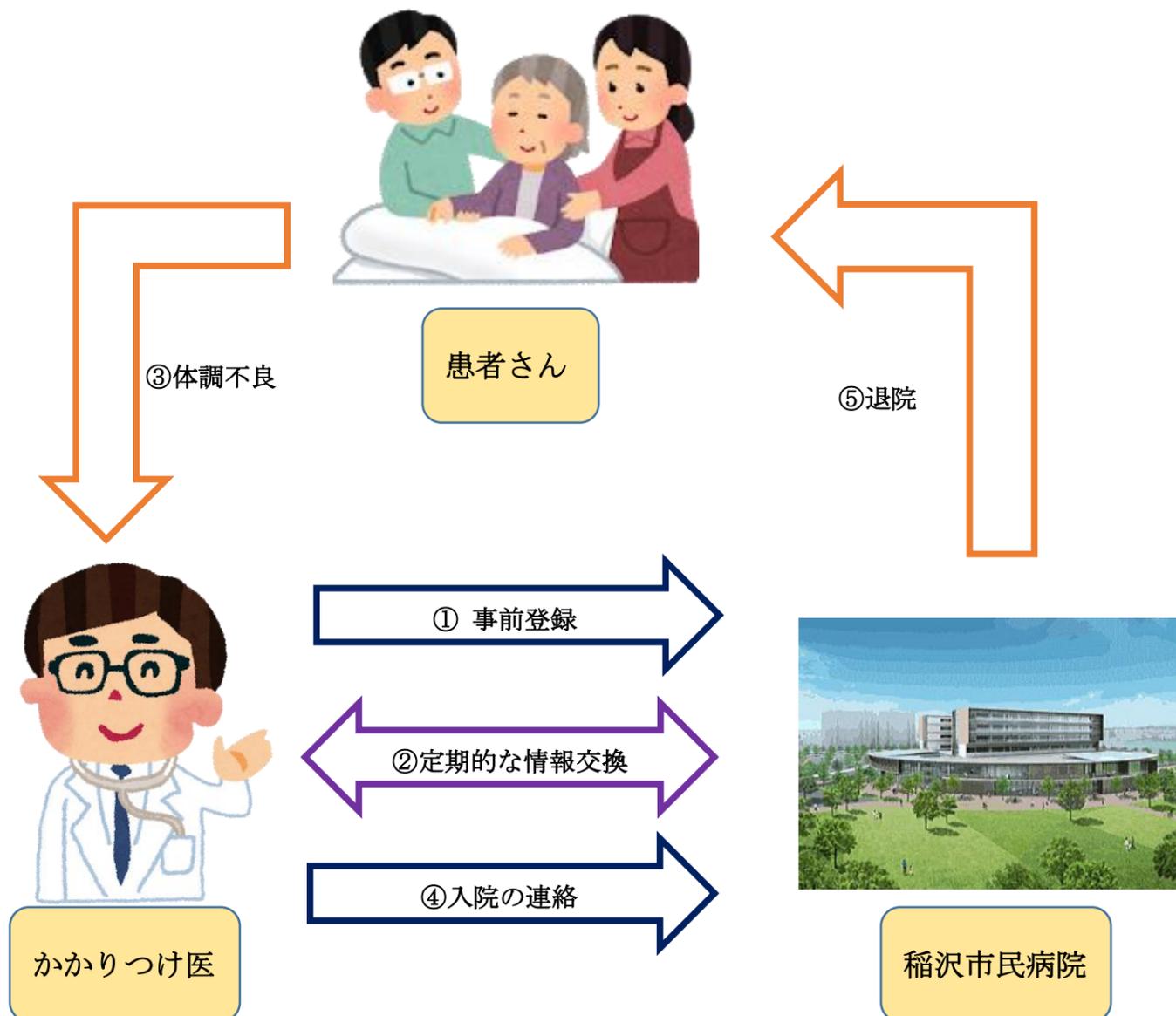


稲沢市民病院

“在宅療養後方支援病院”制度の概要

在宅療養されている患者様で、事前にかかりつけ医より登録をいただいている方に関し、かかりつけ医が緊急入院の必要があると判断した場合、当院で24時間診察を行います。

入院が必要になった場合、原則当院で入院治療を行いますが、やむをえず入院治療が行えない場合は、当院が適切な医療機関をご紹介します。当院入院時には在宅患者緊急入院診療加算を算定します。



利用できる方

以下の条件全てに該当する方

- ① 自宅・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム・グループホーム・サービス付高齢者住宅などにお住まいの方
- ② 在宅時医学総合管理料・施設入居時医学総合管理料・在宅がん医療総合診療科・在宅療養指導管理料(在宅自己注射指導管理料を除く)を入院前月又は入院月に算定している方で体調を崩された方
- ③ 訪問診療をされている方

注意事項

入院受け入れは在宅医療担当医が必要とご判断された場合に行われます。患者・ご家族さんからの直接の申し出により受け入れるものではありませんのでご了承ください。

入院希望患者の届出は1患者1病院となっております。1人の患者様が複数の医療機関に当該届出を行うことは出来ません。他の届出を行っている病院がないか十分にご確認ください。

